

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から **2週間前後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

返送が必要です

返送期限：令和5年2月10日（金）
滝上町から届く確認書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ返送してください。
※対象の世帯主宛に町から確認書を12月中旬に発送いたしますが、届かない場合は、役場担当窓口までお問合せください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

**申請期間：令和4年12月19日（月）
～令和5年2月10日（金）**

滝上町役場保健福祉課福祉係への申請が必要です。

【申請書配布先】滝上町役場保健福祉福祉係

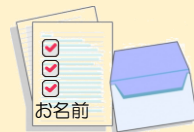
詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から滝上町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、滝上町役場保健福祉課福祉係から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
 - 中身を確認して、返送用封筒で役場へ**返送してください。**
- 【確認事項】
- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に滝上町役場保健福祉課福祉係の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に滝上町役場保健福祉課福祉係の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

滝上町役場担当窓口
保健福祉課福祉係

29-2111

(内線 237・238)